

アーキビスト認証委員会（第20回）議事の記録

1 開催日時 令和5年9月7日（木） 14時30分～16時08分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

3 出席者

（委員長）	高埜 利彦	（学習院大学名誉教授）
（委員長代理）	大友 一雄	（国文学研究資料館名誉教授）
（委員）	井口 和起	（京都府立京都学・歴彩館顧問）
	井上由里子	（一橋大学大学院教授）
	大賀 妙子	（国立公文書館アドバイザー）
	太田 富康	（元埼玉県立文書館副館長）
	福井 仁史	（国立公文書館首席研究官）

（国立公文書館）	鎌田 薫	館長
	山谷 英之	理事
	中島康比古	統括公文書専門官
	田中 昭男	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

4 議題

- （1）准認証アーキビスト関係規則等について
- （2）准認証アーキビストの申請について
- （3）認証アーキビストの更新に係る検討について
- （4）その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第20回アーキビスト認証委員会を開会する。本日、井上委員はオンラインでの参加となる。

本日の委員会は、7名の委員全員にご出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる定数に達している。

始めに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。

○鎌田館長 委員の先生方におかれては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、議事次第にあるとおり、始めに、准認証アーキビストの関係規則等の策定及びアーキビスト認証委員会規則、認証アーキビスト審査規則の一部改正に向けて、内容をご確認いただく。

次に、准認証アーキビストの申請について具体的な手続きを示した「申請の手引き」をご検討いただく。本日もいただいたご意見を踏まえ、「申請の手引き」及び申請スケジュールを決定し、公表していきたいと考えている。

最後に、前回に続いて、認証アーキビストの更新についてご議論いただく。とりわけ、「よくある質問（FAQ）」の具体化や更新に係る申請書様式（案）についてご検討いただき、ご意見を頂戴したい。

なお、この場を借りて、最近の当館の取組をご紹介申し上げます。当館では現在、令和5年

特別展「大正時代—公文書でたどる 100 年前の日本—」を 9 月 18 日（月・祝）まで開催しており、大変好評をいただいている。今から 100 年前の日本がどのような時代だったのかということ、これまでのようにテーマ別ではなく、時代の流れをフォローするという形で展示をしている。また、展示手法についても、写真や動画、音声を活用している。新館での展示を先行し、展示の在り方について試みているところであり、ぜひご覧いただきたい。

また、期間は終了したが、8 月 10 日（木）～18 日（金）には、終戦の詔書の原本特別展示を行った。平成 29 年以来 6 年ぶり、令和になってからは初めての原本展示である。

さらに、明日から、朝の連続テレビ小説で紹介された博物図を展示する予定としている。機会があればご覧いただきたい。

本日もよろしくお願いしたい。

議題 1 准認証アーキビスト関係規則等について

○高埜委員長 本日の議題に入りたい。議題 1「准認証アーキビスト関係規則等について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料 1 に基づき説明

資料 1「准認証アーキビスト関係規則等について」をご覧いただきたい。前回の第 19 回アーキビスト認証委員会での議論を踏まえ、准認証アーキビスト審査規則、同細則を策定するとともに、アーキビスト認証委員会規則、認証アーキビスト審査規則を改正したいと考えている。准認証アーキビスト審査規則、同細則の構成は、前回ご説明したとおり、認証アーキビスト審査規則、同細則とおおむね同様の形を取っている。

別紙 1 として規則案の全文を添付しているので、そちらと資料 1 を交互にご覧いただきながら進めたい。

まず第 1 条の「目的」は、「アーキビスト認証の実施について（令和 2 年 3 月 24 日国立公文書館長決定）に基づき実施するアーキビスト認証を推進するため、独立行政法人国立公文書館長が実施する准認証アーキビストの審査及び認定について、必要な事項を定める」としている。

第 2 条は、「認定」である。「アーキビストとして必要な知識・技能等を有すると認められるときに当該申請者を認定する」としている。英文表記については、前回の委員会でお示したとおり、冒頭に「Associate」という単語を使い、「Associate Archivist Certified by the National Archives of Japan」としている。

第 3 条は「認定の要件」として、「職務基準書に示されたアーキビストとして必要な知識・技能等を有すると認める」場合を 2 つ示している。1 つ目が「認証アーキビスト審査規則別表 1 に定める内容の大学院修士課程の科目を修得し、又は同程度と認められる関係機関の研修を修了していること」。2 つ目が、「認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること」である。

第 4 条は、「欠格事由」である。「次の各号のいずれかに該当する者は、准認証アーキビストになることができない」として、(1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者、(2)准認証アーキビストの認定の取消しを受けた日から起算して 2 年を経過しない者、(3)認証アーキビストの認証の取消しを受けた日から起算して 2 年を経過しない者、の 3 つを挙げている。後ほど、認証アーキビスト審査規則の改正のところでもご説明するが、認証アーキビストの欠格事由にも、准認証アーキビストの認定の取消しを受けた日から起算して 2 年を経過しない者を追加している。アーキビスト認証という仕組みの中で、認証アーキビストと准認証アーキビストはお互いに連動して、一方の取消しを受けた場合は、もう一方も 2 年間は資格を得ることができないという形で整理をしている。

続いて、第 5 条は、「認定の申請書類」である。申請書類の様式は全部で 5 つある。別紙 1 の 4 ページ目からが申請書の様式であるので、ご覧いただきたい。様式 1 が大学院修士課程の科目を修得又は関係機関の研修を修了した方が用いる様式である。この様式 1 に加え、様式 3 において、どの大学院修士課程の科目を修得したか、あるいはどの関係機関の研修を

修了したのかを記載し、様式3に係る証明書の写し等を添付する形が最も一般的な申請方法である。

様式2は、「認証アーキビストの認証を受けている者または過去に認証を受けた者」用の様式である。様式2には認証番号を記載し、認証状の写しを添付することを定めている。

様式3は、「修士課程修得科目・修了研修一覧」である。様式は、エクセルファイル、PDFファイルの2種類を用意しており、エクセルファイルは、「大学院名・研修機関名」欄をプルダウンで選択すると「科目名・研修名」が自動的に入力される仕組みとなっている。このように工夫することで、記入ミスをできるだけ減らしていきたい。

様式4、5は、諸外国において大学院修士課程の科目を修得した方あるいは研修を修了した方が用いる様式である。

では、資料1の2ページ目に戻っていただきたい。第6条は「認定に関する事務手続の予定の公表」として、事務手続きの予定を館ホームページ等により公表することを定めている。認証アーキビスト審査規則では、この事務手続きの予定の公表を年1回と規定しているが、准認証アーキビストについては、実施回数や実施時期について引き続き検討の継続が必要であると考えため、事務手続きの公表回数については規則上明記しないこととした。

第7条は「認定の審査」である。第1項で「館長は、委員会に、申請された認定の審査を依頼する」こと、第2項で「委員会は、館長の依頼を受け、第5条に定める申請書類に基づき審査を行う」こと、第3項で「委員会は、審査に必要な場合には、申請者に対し照会し、又は書類の提出を求めることができる」こと、第4項で「委員会は、第2項に定める審査の結果を館長に報告する」ことを定めている。

准認証アーキビストの審査については、平成23年度以降に大学院修士課程の所定の科目を修得しているか、又は関係機関の研修を修了しているかという外形的な審査が主になるため、委員会で審査を行う必要がそもそもあるのかとも考えたが、諸外国の大学院修士課程の科目や関係機関の研修修了については実質的な審査が必要になること、委員会で審査をしていただくことによって准認証アーキビストの資格に重みをつけることができると考え、認証アーキビストと同様に、委員会に審査を依頼する形を採っている。

また、申請者に対し追加書類の提出を求めることについても、特に諸外国の大学院修士課程の科目や関係機関の研修を受けたとする申請について、追加の説明を求める可能性もあるため、認証アーキビスト審査規則と同様に規定を設けている。

第8条は「認定の手続」として、第7条に定めた委員会の審査結果に基づいて、館長が申請者へ認定の可否を通知することを定めている。なお、否の場合はその理由も通知することとしている。ほとんどが外形的な審査になり、否となる場合は少ないと考えるが、平成22年度以前の大学院修士課程の科目修得や関係機関の研修修了をもって申請されたり、又は諸外国における大学院修士課程の科目修得や関係機関の研修修了をもって申請された方が認められない可能性があることも想定している。また、認定した者については、「准認証アーキビストとして認定した者の氏名、認定番号、認定年月を館ホームページ等により公表する」と定めている。

第9条は「認定の取消し」である。認証アーキビスト審査規則と同様に規定を設け、准認証アーキビストが虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けたとき等に該当する場合は、認定を取り消すものとし、その審査は委員会に依頼すること、また、委員会は館長へ理由を付してその審査結果を報告し、館長は、認定の取消しをしたときは、速やかに当該准認証アーキビストであった者に対して、理由を付して通知することを定めている。

続いて、第10条、第11条で「異議の申立て」の規定を、認証アーキビスト審査規則と同様に設けている。

最後に、第12条から第14条で「目的外使用の禁止」、「特例措置」、「雑則」を定めている。これも認証アーキビスト審査規則と同様である。

以上が、准認証アーキビスト審査規則（案）の概要である。

続いて、「2 准認証アーキビスト審査細則（案）の概要」の説明に移る。

第1条は「趣旨」として、「准認証アーキビスト審査規則に基づき、詳細な事項を定める」としている。

第2条は「知識・技能等」として、審査規則第3条第1号の「大学院修士課程の科目」「関係機関の研修」とは、認証アーキビスト審査細則第2条第1項に定める大学院修士課程の科目と、同第2項に定める関係機関の研修とすることを定めている。つまり、准認証アーキビストの認定要件である知識・技能等は、認証アーキビストの認証要件の1つである知識・技能等と同じものであるということをご規定している。

第3条は「認定の要件に係る提出書類」として、先ほどご説明した5つの様式について、大学院修士課程の科目を修得又は関係機関の研修を修了した方のうち、国内で科目修得・研修修了した方であれば様式1と3を、諸外国で科目修得・研修修了した方であれば様式1と様式4又は5をそれぞれ提出すること、また、認証アーキビストの認証を受けている方、過去に受けた方については、様式2を提出することを定めている。

最後に、第4条は「認定番号」である。認証アーキビストは「JCA」の何番という番号にしているが、准認証アーキビストは、AssociateのAを加えて、「JCA-A」の何番としている。

次に、アーキビスト認証委員会規則の改正である。別紙3に新旧対照表を示している。

改正点は、3点である。1点目は、第2条に定めるアーキビスト認証委員会の「役割」として、新たに准認証アーキビストの「認定の審査」、「認定の取消しの審査」、「異議の申立ての審議」を追加する。2点目は、従来、認証アーキビスト審査規則の略称を単に「審査規則」としていたものを改め、「認証審査規則」、「准認証審査規則」と書き分ける。3点目は、第2条第2項及び第8条にある「認証」という文言を、准認証アーキビストの事務を含む「アーキビスト認証」に改める。

最後に、認証アーキビスト審査規則の改正である。別紙4に新旧対照表を示している。主な改正箇所は、第4条の「欠格事由」である。第1号に設けていた「成年被後見人又は被保佐人」という事由については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化が進んだ関係で、削除したい。なお、准認証アーキビスト審査規則では「成年被後見人又は被保佐人」という欠格事由をそもそも設けないこととした。また、第4条第3号に、「准認証アーキビスト審査規則第9条に定める認定の取消しを受けた日から起算して2年を経過しない者」は、認証アーキビストになることができないという規定を新たに設けている。

資料1について、委員会としておおむねご理解をいただければ、それを踏まえて、館として准認証アーキビスト審査規則、同細則を策定し、アーキビスト認証委員会規則、認証アーキビスト審査規則を改正してまいりたい。

説明は以上である。

○高埜委員長 それでは、ご質問、ご意見などあれば、ご発言いただきたい。

○鎌田館長 別紙2の准認証アーキビスト審査細則第3条第1項と第2項に、「審査規則第4条第1項」という文言が出てくるが、これは「第5条第1項」の誤りではないか。

○伊藤上席公文書専門官 条文の引用がずれており、大変申し訳ない。修正をさせていただく。

資料1別紙2、准認証アーキビスト審査細則第3条第1項において、「審査規則第3条第1号の認定要件に該当するとして申請する者は、審査規則第4条第1項第1号…」とあるうち、「第4条」となっている箇所は「第5条」の誤りである。同じく第2項も、「第4条」となっている箇所を「第5条」に修正させていただく。

○高埜委員長 修正が出たが、よろしいか。ただいまの件については、確認したものとさせていただきます。

ほかの点で何かご意見等あれば、お願いしたい。

○太田委員 2つ確認したい。1つは申請書の様式について、様式3は「大学院名・研修機関名」の欄が1つになっていて、「科目名・研修名」を記載する様式になっているが、様式4では科目ごとに実施機関を記載する様式になっている。諸外国の場合には、異なる大学院で修得した科目を集めて申請することを認めていたかどうか、確認したい。

もう1つは、規程類の館長決定や施行の年月日について、別紙3のアーキビスト認証委員会規則の附則だけ「令和6年〇月〇日館長決定」となっているので、同規則は、令和6年まで館長決定が保留になるのか。准認証アーキビスト審査規則と同時にアーキビスト認証委員会規則の改正も行う必要があるのではないかと考えるが、この館長決定や施行の年月日につ

- いて、どのように予定しているのか教えていただきたい。
- 伊藤上席公文書専門官 まず1つ目のご質問については、諸外国における科目修得の場合も、体系的に知識・技能等を修得するという前提であり、異なる大学院の科目を集めて申請されたものを認めることは想定していない。
- 2つ目の規程類の館長決定や施行の年月日については、現在検討中である。
- 高埜委員長 そのほかにご意見等はあるか。
- 福井委員 申請期間が第1回認定と第2回認定で分かれているが、申請に規制はないという理解でよいのか。疑問に思ったのは、第1回認定にも第2回認定にも同じ方が申請してきた場合、同じ内容であれば同じ審査結果になるのか、それとも、第2回は審査しないのか、どういう整理になっているのか教えていただきたい。
- 伊藤上席公文書専門官 議題2で説明する認定手続きについての説明と重複するかもしれないが、現在、第1回認定は、2月1日から2月末日までの申請期間とし、3月末に認定の可否を申請者に通知、4月1日に認定する想定である。第2回認定は4月1日から4月末日までを申請期間とすることを考えている。そのため、第1回認定に申請し認定に至らなかった方が、すぐに第2回認定に申請してくるということは想定していない。
- 福井委員 准認証アーキビスト審査規則に認定の取消しの規定があるので、整理が必要ではないかと考えている。認定手続きについて後ほどご説明があるということなので、その際にまた発言したい。
- 高埜委員長 そのほかにはよろしいか。
- それでは、准認証アーキビスト関係規則等については、本日事務局からご説明いただいた内容で、本委員会として了承したい。館内で決定の手続きを進めてもらいたい。

議題2 准認証アーキビストの申請について

- 高埜委員長 続いて、議題2「准認証アーキビストの申請について」、事務局よりご説明をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 資料2に基づき説明
- 資料2「准認証アーキビストの申請について」をご覧ください。
- 別紙1「令和6年准認証アーキビスト 申請の手引き」は、准認証アーキビスト審査規則、同細則に定められた事項を、申請者向けに分かりやすくまとめたものである。この「手引き」についても、本日委員の先生方からご意見をいただき、さらに整えた上で、館で決定し、公表してまいりたい。
- 「手引き」は、資料2に示しているとおり、「令和6年の申請・認定スケジュール」、「1 アーキビスト認証について」、「2 認定要件」、「3 申請方法」、「4 審査結果の通知」、「5 よくある質問（FAQ）」という構成である。なお、「准認証アーキビスト申請の手引き」は「認証アーキビスト申請の手引き」と基本的に同様の構成としている。
- 「手引き」の1ページ目をご覧ください。先ほど福井委員からご質問が出たが、改めて認定スケジュールについて説明したい。第1回認定は、令和6年2月1日（木）から2月29日（木）までの1か月間を申請期間とする。審査を3月に行い、審査結果を3月27日（水）までに申請者に通知する。審査結果は、館から申請者に対し、電子メールにファイルを添付して通知することを想定している。認定日は4月1日（月）としている。第2回認定は、4月1日（月）から4月30日（火）までの1か月間を申請期間とする。審査を5月に行い、審査結果を5月29日（水）までに通知し、6月1日（土）に認定というスケジュールを考えている。
- 2ページからは、「1 アーキビスト認証について」の説明である。
- 5ページからは、「2 認定要件」として、准認証アーキビストの認定要件について、准認証アーキビスト審査規則に定めるとおり、1つが「アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目修得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得していること」、もう1つが「認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認定を受けた者であること」という説明をしている。

6 ページ、7 ページでは、アーキビストとして必要な知識・技能等を修得できる具体的な大学院修士課程の科目、関係機関の研修を列挙している。

10 ページからは、「3 申請方法」である。「3.2 申請書類」では、准認証アーキビスト審査細則で定める提出書類について示している。12 ページ以降は、「3.3 記入方法」として、見開きの左ページに記入例、右側に記入要領、注意事項等を示している。

22 ページからは、「3.4 提出方法」である。「郵送による提出」と「電子メールによる提出」の2つの方法を用意し、具体的な手順を詳しく説明している。

27 ページでは「4 審査結果の通知」について示し、28 ページ以降に「5 よくある質問（FAQ）」をつけている。「よくある質問（FAQ）」についても、基本的に「認証アーキビスト申請の手引き」の「よくある質問（FAQ）」と考え方は同じである。

准認証アーキビストは、大学院生等の申請も想定されるため、学生にも理解しやすい形を心がけて「手引き」を作成している。

資料2に戻っていただきたい。次に、「2 高等教育機関等への准認証アーキビスト申請に係る準備状況の説明」である。別紙2「高等教育機関等への説明会概要」をご覧ください。令和5年8月3日（木）に、当館を含めた11機関にオンラインでお集まりいただいた。3月末の「准認証アーキビスト」骨子を固める段階でも、一度お集まりいただいて説明を行っているが、今回は6月の第19回アーキビスト認証委員会での審議の結果や4月以降の当館の准認証アーキビストの準備状況を説明した。

出席者について、学習院大学、大阪大学、島根大学、昭和女子大学、東北大学、国文学研究資料館は、アーキビスト認証の仕組みに参画してきた大学・関係機関で、ここに本年6月に中央大学と筑波大学が加わったことはご承知のことと思う。神戸大学は、昨年12月に高等教育機関に対して、「准認証アーキビスト」骨子案を検討していく上で、広く説明する場を設ける際に参加希望を募ったところ手が挙がり、それ以来説明会に継続してご参加いただいている。別府大学は、昨年度から、准認証アーキビストについて検討していく過程で、学部レベルでの教育を先んじて行われている大学であることからご意見を伺っていたという関係であり、それ以来継続して説明会にご参加いただいている。

当初、高等教育機関側から取りまとめ送付を設けることや、大学院生の修了が決定する3月時点で認定ができないか、という意見があったため、今回の説明会では、2月末までに高等教育機関側で申請書類を取りまとめることが可能であれば、当館として取りまとめ送付の具体について検討する旨を説明会で説明・打診した。結果として、複数の高等教育機関から希望があったため、現在、調整を行っている。ただし、あくまで個人申請が基本であるので、高等教育機関に取りまとめ送付を行っていただくかどうかについては、引き続き調整を進めてまいりたい。

最後に、「今後の予定」であるが、別紙3「准認証アーキビストに係るスケジュール（案）」をご覧ください。現在、上段の「規則・細則等の制定」の「具体化」を図るため、本委員会でご検討いただいているところである。この後、規則・細則等を策定し、「申請の手引き」の公表に向けて進めてまいりたい。

2段下に「説明会の開催」とあるとおり、准認証アーキビストに関する説明会を実施したい。説明会は、申請者向けだけでなく、採用側となる全国の公文書館等、関係機関に対しても行いたいと考えている。

「認定手続き」については、繰り返しになるが、第1回認定の申請書の受付を令和6年2月の1か月間、審査を3月に行い、4月1日に認定。第2回認定が、申請書の受付を4月の1か月間、審査を5月、6月1日に認定というスケジュールを考えている。

アーキビスト認証委員会の開催について、例年通り11月に認証アーキビストの申請に係る審査を行う委員会を2回開催し、その次に、令和6年2月中下旬に1回、3月に准認証アーキビスト申請に係る審査を行う委員会を1回開催する。そして、令和6年度には、5月に委員会を開催することを考えている。まだ案ではあるが、検討を進めているところである。

説明は以上である。

- 高埜委員長 ただいまの説明に関して、ご質問、確認事項等あれば、ご発言をお願いしたい。
- 福井委員 2つの認定時期を設けることについて、実益があれば構わないが、そのために不目

然なことになってはいないだろうか。第1回認定で認定に至らなかった方には、3月末に審査結果と否の理由が通知される。この方が4月1日から受付の第2回認定に再度申請することは可能なのか。

また、第1回認定で認定に至らなかった場合に、この審査結果に対する異議の申立てと第2回認定への申請は並行して行えるのだろうか。実務的には恐らく問題ないと思うので、両方認めることにすればよいかもしれないが、どのような整理か教えてもらいたい。

- 伊藤上席公文書専門官 まず、認定時期を2つ設けることの意義について、ご説明したい。認証アーキビストの認証を始めた令和2年度もそうであったが、特に初回の認定は、必ずしも直近に大学院修士課程の科目を修得されたり、研修を修了されたりした方だけではなく、過去に研修を修了された方や大学院の科目を修得された方からの申請も多く見込まれる。よって、4月を待つことなく、既に要件を満たしている方を早く認定できる点、また申請者を分散させることができる点でも、認定時期を2つ設ける意味はあるのではないかと考えている。

第1回認定で認定に至らなかった方が第2回認定にも再度申請できるかという質問について、まず、准認証アーキビストは基本的に外形的な審査であり、異議の申立てが出るような審査結果となることは、あまり想定していない。異議の申立てがあった場合は、認証アーキビストと同じ手続きで対応することになるが、まずは仕組みを動かしながら検討していくことになると考えている。なお、第1回認定の異議の申立てについての審議を、必ずしも第2回認定までに終えなければならないということではないと考えている。

- 福井委員 それほど期間を置かずに第1回認定、第2回認定を実施することがあまり一般的ではないと思うので、申請者も少し混乱するのではないか。いずれにしても、まず仕組みを動かしてみようということは理解できるので、第1回認定、第2回認定を実施してから再検討ということになるだろう。

- 山谷理事 第1回認定、第2回認定は、大学院の修了時点で認定を得られたほうがよいという意見と高等教育機関側のスケジュールの都合を考慮して、認定時期を2つ設けたということであり、何ら性格的に変わるものではない。社会通念で考えれば、第1回認定の審査で認められなかったものは、第2回認定でも当然認められない。第1回認定で認定に至らなかった方については、第2回認定への申請ではなく、むしろ異議の申立てに誘導するということになるのではないか。

- 高埜委員長 そのほかいかがだろうか。

- 大友委員 准認証アーキビストの認定要件は、大学院修士課程の所定の科目を全て修得していることであり、必ずしも修士課程を修了している必要はない。そうすると、修士課程の1年目で准認証アーキビストの認定を受けることができる方もいるのではないかとと思うが、1年で認定を受けることを推奨する形で運営しようとしている大学院は多いのだろうか。申請数にも関わってくるように思うので、ある程度把握しておいた方がよいのではないか。国文学研究資料館の研修については、1年で修了することも、2年に分けて受講して修了することも可能であり、個人の裁量で選択できる。大学院の科目も同じかもしれないが、高等教育機関側がどういう判断でいるのか。事務局は高等教育機関とやり取りがあると思うので、伺いたい。

- 伊藤上席公文書専門官 別紙2でご説明したような形で高等教育機関と随時調整を取りながら進めているが、1年で全科目の修得を想定している機関があるのかということまでは確認していない。

また、令和7年も確実に令和6年の認定スケジュールと同様に実施するとは考えていない。今後、年2回認定することが妥当なのも含め、第3回認定をいつ行うべきかについて、高等教育機関の先生方も含めて調整を取りながら、改めて検討したい。

- 高埜委員長 恐らく1年で所定の科目を全て修得する大学院生はいると思う。いずれにしても、どういうパターンが出てくるか、1年目の実施状況を見て、検討を深めていく必要があるだろう。

- 大賀委員 事務的な話になるが、「手引き」の11ページに、「申請に当たっては、申請年の様式をご使用ください」とある。申請様式をホームページに掲載するときは、様式の右上にあ

る「令和〇年申請」の部分には、数字が入るという理解でよろしいか。

○伊藤上席公文書専門官 そのとおりである。「令和〇年」の部分は、年を記入してホームページに掲載する。

○高埜委員長 そのほかにはいかがか。

特に「よくある質問（FAQ）」等は、この後、館で具体的な検討を進めていくなかで、文言の修正、ブラッシュアップが図られると思うが、本日の委員会としては、スケジュールも含め、全体として、事務局からご説明のあったような対応でご了解いただいたということではよろしいか。

それでは、館内で検討を進めていただくこととしたい。

議題3 認証アーキビストの更新に係る検討について

○高埜委員長 続いて、議題3「認証アーキビストの更新に係る検討について」、事務局よりご説明をお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 資料3に基づき説明

資料3「認証アーキビストの更新に係る検討について」をご覧ください。

今回、検討事項として、「(1) 認証アーキビスト審査規則別表2に示す事項の具体化」と、「(2) 認証アーキビストの更新に係る申請書様式（案）について」という2つを挙げている。

まず、(1)については、前回の6月の委員会でもご審議、ご意見をいただき、引き続き具体的に詰めておくべき事項の検討を進めている。4ページに参考1として、認証アーキビスト審査規則第10条と別表2をお示ししている。第10条に示しているとおり、更新の基準については、「最近5年間において、別表2に定める点数の合計が20点以上を満たしていること」と定め、その別表2「認証アーキビストの活動に関する標準点数」として「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」、「(3) 調査研究能力」と3つに分け、標準点数とそれに該当する主な内容が示されている。

前回までに、この「(1) 知識・技能等」、「(2) 実務経験」に「主な内容」として示されている事項について、一定程度整理してきたところであるが、今回は、「(3) 調査研究能力」について、整理したい。ただし、最も重要になる点数の計算法については、次回以降に改めて提案させていただきたい。

2～3ページにかけて、別紙1「よくある質問（FAQ）」記載案として、大きく5つのFAQを用意している。まず、1つ目は、「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作」、「同論文」、「同研究ノート」、「同職務の成果」、「同業務報告書」という別表2の「(3) 調査研究能力」に示されているものの基準について。2つ目は「更新点数累積期間内における申請後（申請年度の10月～12月）の実績の扱いについて」、3つ目は「著作（単著）」の内容と条件について、4つ目は「研究発表」の内容と条件について、5つ目は「調査研究活動」の具体化である。それぞれ、ご自由にご意見をいただきたい。

検討事項の2つ目は、「(2) 認証アーキビストの更新に係る申請書様式（案）について」である。5～6ページに示しているとおり、更新申請書の様式は、認証アーキビスト審査規則において様式6「更新申請書」、様式7「更新実績一覧」として既に定められている。ただし、これまでの委員会において更新に係る検討を進める中で、例えば研修会等の受講については、申請者が研修会等の受講により自らが得た知見について、申請書に端的に記入し、委員会で判断いただくことを提案してきたが、現在の様式6、7だけでは申請者が自らの得た知見を端的に示すことが難しいのではないかと考えている。

については、様式6、7を改訂するとともに、新たに「知識・技能等」、「実務経験」、「調査研究能力」に係る様式を加え、更新に係る活動内容、そこから得た知見を端的に記入することができる形にしたい。今回の委員会では、まずは方向性についてご了解いただき、今後の委員会において、新たに、様式6、7の改訂案と追加する様式案を提示し、ご検討いただければと考えている。

最後に、「2 今後の予定」であるが、前回の委員会でお示ししたものから変更はない。令和6年3月までに、「よくある質問（FAQ）」と更新申請様式等の検討を終え、令和6年12月までに、「更新の手引き」（案）を準備したいと考えている。

その上で、第1回の更新の1年前となる令和7年1月には、「更新の手引き」を広く公表し、更新に関する説明会等を実施して、認証アーキビストの方々に十分ご理解いただいた上で、更新をしていただくことを考えている。

現時点での予定ではあるが、恐らく令和7年の秋頃に更新の申請を受け付けて、審査していくことになるのではないかと想定をしている。

なお、既に行っているとおり、随時検討を行った上で、決定した事項については速やかにアーキビスト認証ホームページ「よくある質問（FAQ）」等に追加し、周知を図ってまいりたい。

説明は以上である。

○高埜委員長 それでは事務局からの説明について、5つのFAQがあったが、何か気になる点や、ご指摘、ご意見等をいただきたい。

○井上委員 参考1の認証アーキビスト審査規則別表2における「(3) 調査研究能力」では、「著作（単著）」は20点、「論文」、「研究ノート」は15点、「研究発表」は5点となっているが、「著作」についてのみ「(単著)」となっており、「著作」以外のものについては、実績の名義や実際の貢献度については触れていないように見受けられる。「著作」のみ、名義や貢献度について触れているというのは、少し分かりづらい。

「著作」について、単著ではなく共著の場合どうするのか、また、「論文」や「研究発表」の実績が、所属機関の名義や共同名義である場合の扱いなども明確にする必要があると思う。この点について、認証アーキビストの「よくある質問（FAQ）」には記載があるので、恐らくそれに合わせるのではないと思うが、更新のFAQでも同様に丁寧に説明する必要がある。また、もし認証アーキビストのほうで見直しの必要があれば、それも含めて検討することが必要だと思う。

○伊藤上席公文書専門官 共著の場合や所属機関名義の場合、それから部分執筆等の場合については、ご指摘のとおり、基本的に認証アーキビストの考え方と同じ整理となる。更新のFAQにも重複して掲載するのか、「認証アーキビストのFAQをご覧ください」と整理するのか、この点も含めて改めて検討させていただきたい。

なお、「著作」について、さきほどの説明ではかなり省略したため補足したい。資料3の2ページ下部に「著作（単著）」の内容と条件について」というFAQの記載案を示している。このFAQを設けたのは、認証アーキビスト審査規則別表2に「公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る著作（単著）」とあるため、この内容の具体化を図ったということである。「具体的にはどのような内容であれば認められますか」という問いに対し、回答は「認証アーキビストとしての専門性を活かして著作を執筆した場合」が対象になるとしている。あくまで関連諸科学の実績ではなく、アーキビストとしての専門性を活かした実績が必要と整理している。その上で、「ただし、当該実績が更新に係る実績として認められるか、またその点数については、アーキビスト認証委員会が個別に判断」することとしている。

現在の検討状況は以上である。

○高埜委員長 「著作（単著）」に関して、FAQには自費出版は認められないとの記載があるが、近年、出版事情が厳しいため、自費出版の場合もありうるのではないと思う。それを「多数の読者に頒布されるものではないことから、学術水準の向上に資することを目的としているとは考えられないため」認められないと言い切ってよいのかどうか。「国際標準図書番号（ISBN）」は一つの基準になると思うが、やはり自費出版の著作についても、申請されれば、委員会として内容を審査してもよいと思う。ご検討いただきたい。

○大賀委員 それに関連して、自費出版の場合でも国立国会図書館に納本することは、発行者として義務になっている。国立国会図書館が、国際標準図書番号がついていないので受け取らない、とは言わないだろう。更新の審査においても、例えば国立国会図書館への納本のように、公表し、第三者が確認できるようにする努力がなされていると認められる場合には、実

績の対象としてよいのではないか。一律に自費出版や国際標準図書番号の有無だけではなく、どのような方法で第三者が確認できるかということで決めたほうがよいのではないかと
思う。

○伊藤上席公文書専門官 電子書籍等、様々な状況の変化もあるので、本日いただいたご意見を踏まえ、改めて検討を進めたい。

○中島統括公文書専門官 今回、「よくある質問（FAQ）」記載案において、自費出版が認められないという答えになっていることの前提として、認証アーキビスト審査規則別表2の「著作（単著）」の備考欄に「自費出版を除く」と規定しているということがある。

本日、委員の先生方からご意見をいただいたので、この別表2を見直し、そこから、FAQにも反映していくということになるかと思う。引き続き検討し、ご相談させていただきたい。

○高埜委員長 よろしくお願ひしたい。

ほかの点で何かお気づきの点はいかがか。

○太田委員 どう直せばよいか示すのは難しいが、「著作（単著）」のFAQについて、質問を「どのような内容であれば認められますか」としているのに対して、答えが、「認証アーキビストとしての専門性を活かして」いれば「対象となりえます。」では、質問と回答がずれているような気がする。認証アーキビストとしての専門性を活かしていれば、歴史学の論文でも対象となる、というように読めないか。

○伊藤上席公文書専門官 FAQは申請者により分かりやすく伝わることが重要であるので、問いの立て方も含め、改めて検討したい。

○高埜委員長 ほかにいかがか。

○井口委員 「著作（単著）」について、前回の委員会でも発言したが、認証申請時に提出した実績等をまとめて1冊の「単著」として発行した場合はどうなるか。例えば、更新までの5年間に新しい論文を1本書いて、その1本と認証申請時に提出した論文をまとめて1冊の「単著」とした場合、新しい実績としては論文1本なので、論文として提出すると標準点数は15点にしかないが、過去の実績も含めて「単著」としてまとめて提出すれば、標準点数は20点になる。

研究者は、過去の研究を1冊の「単著」にまとめるという作業をよくやると思う。特に、認証アーキビストの資格を持って、行政職として働いてきた方が退職し、ようやく自分の研究をまとめる時間ができたため、更新点数累積期間の5年間に努力して1冊にまとめた場合、それは二重カウントだ、認証を受けるときに使った実績を更新のときにも使ってるのではないか、という議論になると難儀だと思う。FAQにどう書くかは別にして、お考えはどうなのかということ伺いたい。

○伊藤上席公文書専門官 前回もご質問いただいたものにお答えできておらず申し訳ないが、もう少し検討の時間をいただきたい。認証アーキビスト審査規則別表2の中で、例えば「（1）知識・技能等」の「研修会等を受講」については、2日であれば6点、1日であれば3点というように、ある程度明確に点数の基準がある。一方で、「（3）調査研究能力」の「研修等の講師」は何日であれば何点なのか等、点数の計算方法が明確になっておらず分かりにくいと認識している。

そのため、ご指摘いただいた点も含め、点数の具体についてもう少し時間をいただいて検討したいと考えているところである。

○高埜委員長 検討を要するということだと思うが、井口委員のご質問のケースについて、私の意見を申し上げれば、もう既に発表された論文で、認証を受ける際に使っているとしても、1冊の「単著」としてまとめる際には体系化しているので、その評価で5点上回って20点でよいのではないか。1冊にまとめることは、それだけ大変なことなのだという評価の仕方はあると考えている。

○井口委員 「著作」についてもう一つある。これは歴史学の「著作」なのか、アーカイブズ学の「著作」なのかを判断するということである。更新の審査でも委員会で議論になるだろうと思う。まとめ方によるものなので、「著作」は全部読まなければならないということで大変な作業になってしまうが、それを覚悟してやるのかなと思っている。

○高埜委員長 ほかにはよろしいか。

先ほど事務局からご説明があったように、今後なお検討を重ねていく内容であるので、意見の出た「よくある質問（FAQ）」記載案については、さらに検討を深めていただきたい。

また、「申請書様式（案）」については、お示しいただいた方向性で具体化を図っていただきたい。

議題4 その他

○高埜委員長 それでは最後に、議題4「その他」について、事務局からお願いしたい。

○伊藤上席公文書専門官 前回の委員会以降のアーキビスト認証に係る普及活動等について、報告したい。

6月7日に今年度の「認証アーキビスト申請の手引き」を公表し、6月9日に開催した全国公文書館長会議でご案内した。また、説明用の動画についても、当館のYouTubeチャンネルで6月21日から公開している。

また、全国公文書館長会議では、「アーキビストの育成・輩出、採用・配置」というテーマで開催し、当館より中島統括公文書専門官が「アーキビスト認証の拡充—准認証アーキビストの開始に向けて—」と題して報告を行った。

6月24日には、日本歴史学協会の史料保存問題シンポジウムが開催され、当館より私が出席し、特別報告として、「准認証アーキビストの検討状況について」と題して報告した。

さらに、当館発行の情報誌『アーカイブズ』第88号（6月23日発行）において、「「准認証アーキビスト」骨子について」と題し、当担当より准認証アーキビストの検討経緯と「准認証アーキビスト」骨子について報告している。本号では「アーキビスト認証特集」として、東北大学史料館の加藤諭先生、昭和女子大学大学院の野口朋隆先生から、両大学のアーキビストの育成の取組についてご寄稿いただいた。

7月10日には、昭和女子大学において、中野公文書専門官が「国立公文書館とアーキビスト認証について」と題し講義を行った。

8月30日には、鳥取県で開催された鳥取県市町村歴史公文書等保存活用共同会議の研修会において、私から「アーキビスト認証について—その経緯と今後の展望—」と題した講演を行った。

このほか、当館の研修における梅原業務課長の講義や、東北大学における中島統括公文書専門官の講義でも、アーキビスト認証について紹介を行うなど、随時、普及啓発に努めている。

また、当館発行の広報誌『国立公文書館ニュース』において、認証アーキビストの活動などを紹介する記事の連載を続けている。

今後も当館の研修や全史料協の大会などにおいて機会をいただいているので、広く普及を図ってまいりたい。

最後に、今後の認証アーキビストの審査や委員会の日程について説明したい。既に今年度の認証アーキビストの申請の受付を開始しており、受付期間は9月30日までである。審査を例年通り10月から12月で行っていただき、審査結果は12月8日までに通知、審査結果の公表は12月下旬、令和6年1月1日付で認証を行う。

委員の先生方には、11月に2回の委員会を開催する予定であるためお手数をおかけするが、よろしくお願いしたい。

議題4については以上である。

○高埜委員長 11月の審査の委員会の日程は、もう定まったのか。

○伊藤上席公文書専門官 次回と次々回の委員会は、11月6日（月）と27日（月）の2日間を予定している。

また、11月27日の委員会は、できれば後半部分で、更新についての検討や准認証アーキビストの審査に入る前に事務手続き等を確認する場を設けたいと考えている。

○高埜委員長 それでは、本日の議題は以上となる。最後に、鎌田館長よりご挨拶をお願いした

- い。
- 鎌田館長 長時間にわたり大変熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。頂戴したご意見等については、当館において鋭意検討を進め、必要に応じてまた先生方のご意見を伺い、あるいは確認をしていただく機会を設けたいと思っている。
- 次の委員会については、先ほど説明があったとおりである。お忙しい中、長時間を要する審査をお願いすることになるが、何とぞ引き続きよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。
- 高埜委員長 それでは、事務局から連絡事項をお願いしたい。
- 伊藤上席公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。
- 繰り返しになるが、11月に2回の委員会を開催させていただく。大変ご多忙のところ恐縮であるが、よろしくお願いしたい。
- 高埜委員長 以上をもって、第20回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上